

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務仕様書

1 業務名

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

3 目的

東日本大震災から10年以上が経過し、海浜エリアにおいては様々な土地利用事業が進行し、新たな観光スポットとして施設の整備が行われているが公共交通機関が整備されておらず、車がないと交通に不便な状況である。令和5年度のループバス実証運行事業では、運行上の課題の検証や利用者数の調査を実施したが、夏休み期間と重なる短期間の運行であったため、継続した本格運行を検討するためには、運行ルートや時間、閑散期を含めた採算性など更なる検証が必要である。

本事業では、令和5年度の実証事業の検証結果を踏まえ、地下鉄東西線荒井駅及びJR仙石線中野栄駅を発着として仙台塩釜港周辺地区を経由するルート（以下「北ルート」という。）を新たに運行することにより、海浜エリアにおけるループバスの年間を通じた継続運行に向けた課題を洗い出し、次年度以降の取り組みに活用することを目的とする。

4 業務の内容

発注者が指定するルートで、ループバスを運行する。

(1) 運行期間

令和6年7月1日（月）から9月30日（月）92日間

(2) 運行方法

乗合バス形式による運行とし、国土交通省への申請は道路運送法第21条（短期間の実証実験）により行うこと。

(3) 運行ルート、時間、間隔

別紙1のとおり。

(4) 使用車両

① 車両

バス停想定場所などに狭隘なところがあることから、車長9メートル以下の小型・中型バス車両を使用すること。

② 維持管理

法令に基づく車両の検査及び日常的な点検・修繕、清掃等、必要となる維持管理を行うこと。

③ 予備車両

故障等で車両を使用できない場合の予備車両を準備すること。

④ その他

車両にループバスであることが容易に分かるようなラッピングを使用車両の2台以上に行うこと。ラッピングについては、発注者と協議のうえデザインを決定すること。

(5) 停留所

① 停留所の設置

- ・ 停留所の設置に必要な調整（各種手続きを含む）、停留所標識やその掲示物の設置、維持管理を行うこと。
- ・ 設置にあたり荒天時等に転倒しないよう、転倒防止策を講じること。

② 既存バス路線停留所との共用

既存バス路線の停留所と同一箇所がある場合は、停留所の共用等について当該バス路線運行事業者と協議すること。

(6) 運行

① 運行

- ・ 安全運行に万全を期すとともに、利用者への情報提供を分かりやすく正確に行うこと。
- ・ 運行に支障が無い範囲で必要に応じ乗降を手伝う等の配慮を行うこと。
- ・ 運転手については予備の人員を確保すること。
- ・ 担当乗務員により対応に差が出ることがないようにすること。
- ・ 運行ダイヤが乱れた場合は、予備車両の使用等により正常ダイヤへ復旧させること。

② 乗降人数

乗務員は、停留所ごとの乗降人数をカウントし、所定の様式に記録の上、定期的に報告すること。

③ 運賃

- ・ 利用者から運賃を収受すること。
- ・ 運賃額は、1日あたり大人500円、小児250円とする。また、別ルートとして「海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 南ルート）実証運行業務」（別紙2参照）にて南ルートを運行するため、北ルートと南ルートの共通1日乗車券を設定し、運賃は大人800円、小児400円とする。なお、小児料金、福祉割引の取扱いは仙台市交通局に準ずる。
- ・ 支払方法は現金とするが、交通系ICカード、バーコード決済や仙台MaaSなどのキャッシュレス決済の導入を積極的に検討すること。
- ・ 事業終了後すみやかに運賃収入を精算し、発注者に報告すること。

④ 時刻表

- ・ 時刻表は受注者が作成すること。なお、運転手の休憩時間にも配慮した時刻表を設定すること。

⑤ 利用者への周知

受注者は、発注者が主体となって行う利用者への周知に協力すること。

(7) 事故、災害発生時等の対応

- ① 発注者、受注者、関係機関の連絡先等が記載された緊急連絡網を作成し、緊急時等の連絡体制を明確にすること。
- ② 交通事故等のトラブル発生時は、受注者（乗務員及び営業所職員等）が迅速かつ的確な対応をとり、状況を随時発注者に報告すること。なお、発注者から受注者に対し、事故報告書等の提出を求める場合がある。
- ③ 保険への加入等を含め、事故等への備えに万全を期すこと。
- ④ 台風等の荒天や災害、その他やむを得ない事由が発生、又は発生の恐れがあるとき、発注者と速やかに運行に関する協議を行い、必要な対応をとること。
- ⑤ 運休等が発生する場合は、発注者と受注者の双方において、利用者への情報提供を的確に実施すること。

(8) 運行状況の報告

日ごとの乗降人数を週1回、発注者に報告すること。

(9) 損害賠償

本業務実施において、乗客及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、受注者がその責めを負うこと。ただし、受注者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 報告書

運行期間終了後、本件実証運行事業の報告書を提出すること。なお、報告書には、運行の概要（運行スケジュール、バスの運用状況、従事した従業員数等）、運行期間中ののべ乗車人数と総運賃収入額、バス停毎の乗車人数、日ごとの運賃収入額、受託事業者としての所感、今後に向けての課題や展望を含めた内容を記載すること。

(11) 事業費の精算

委託金額については、運用期間終了後に受託者が収受した運賃収入を精算した後、その金額を契約金額から差し引いた金額とする。

なお、共通1日乗車券の運賃については、北ルート及び南ルートの受託事業者間の按分等を行わず、利用者から運賃を収受した事業者から全額差し引くものとする。

5 その他

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) その他

- ・別途実施する「海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 南ルート）実証運行业務」の受託事業者と連携し、事業を実施すること（業務内容は別紙2の通り）。
- ・また、別途実施する「海浜エリアにおけるループバス運行と深沼海水浴場再開に伴うプロモーション業務」の受託事業者と連携し、バスのラッピングやプロモーションなど

を行うこと。

- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

別紙 1

1 運行ルート

- (1) せんだい海手線 北ルート 荒井駅発中野栄駅行き
荒井駅→鐘崎笹かま館→海岸公園（岡田地区）→
→蒲生なかの郷愁館・なかの伝承の丘→蒲生日和山・蒲生干潟→
→キリンビール仙台工場→仙台うみの杜水族館→三井アウトレットパーク仙台港→
→中野栄駅
- (2) せんだい海手線 北ルート 中野栄駅発荒井駅行き
中野栄駅→三井アウトレットパーク仙台港→仙台うみの杜水族館→
→キリンビール仙台工場→蒲生日和山・蒲生干潟→
→蒲生なかの郷愁館・なかの伝承の丘→海岸公園（岡田地区）→鐘崎笹かま館→
→荒井駅

2 運行時間・運行間隔

- (1) 荒井駅発中野栄駅行き
- ・月曜日から日曜日
 - ・荒井駅発時間を 9：00～17：30 の間で設定
 - ・およそ 2 時間ごとに計 4 便運行
- (2) 中野栄駅発荒井駅行き
- ・月曜日から日曜日
 - ・中野栄駅発時間を 9：00～17：30 の間で設定
 - ・およそ 2 時間ごとに計 4 便運行

3 料 金

1 日乗り放題 大人 500 円 小児 250 円
北・南共通 1 日乗り放題 大人 800 円 小児 400 円

4 運行形態

道路運送法第 21 条による乗合旅客の運送許可

別紙 2

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 南ルート）実証運行業務 事業概要

1 事業概要

海浜エリアの復興や海の魅力を体感できるループバスを運行する。

- (1) 主催者 仙台市
- (2) バス運行事業者 プロポーザルにより選定（仙台市からの委託事業）
- (3) 運行期間 令和6年7月1日（月）～9月30日（月）92日間

2 運行ルート

- (1) せんだい海手線 南ルート 右回り
荒井駅→せんだい農業園芸センター→震災遺構荒浜小・JRフルーツパーク→
→深沼海岸→海岸公園センターハウス→海岸公園馬術場・冒険広場→
→アクアイグニス仙台→かわまちてらす閑上→ゆりあげ港朝市→荒井駅
- (2) せんだい海手線 南ルート 左回り
荒井駅→ゆりあげ港朝市→かわまちてらす閑上→アクアイグニス仙台→
→海岸公園馬術場・冒険広場→震災遺構荒浜小・JRフルーツパーク→
→海岸公園センターハウス→深沼海岸→せんだい農業園芸センター→荒井駅

3 運行時間・運行間隔

- (1) 右回り
月曜日から日曜日 荒井駅始発 9:00～最終 16:30 発
1時間半ごとに運行 計6便
- (2) 左回り
 - ①月曜日から日曜日 荒井駅始発 10:00～最終 16:00 発
1時間半ごとに運行 計5便
 - ②日曜日と祝日 上記運行に加え、荒井駅発 8:30 の1便を追加
※ゆりあげ港朝市開催日に対応し設定。荒井駅発 8:30 の便では、
営業時間外の「かわまちてらす閑上」と「アクアイグニス仙
台」には停車しないものとする。
- (3) バス停周辺施設の夜間イベントの開催にあわせ、特別運行を設定する。
 - ①せんだい農業園芸センター サマーイルミネーション 12日間運行
ルート 荒井駅→せんだい農業園芸センター→荒井駅
運行時間 荒井駅始発 18:00～最終 21:00 発
30分ごとに1便 計7便

②荒浜灯籠流し 1日間運行

ルート 荒井駅→震災遺構荒浜小・JRフルーツパーク→荒井駅

運行時間 荒井駅始発 17:40～最終 20:10 発

30分ごとに1便 計6便

4 料 金

1日乗り放題 大人 500円 小児 250円

北・南共通1日乗り放題 大人 800円 小児 400円

5 運行形態

道路運送法第21条による乗合旅客の運送許可